

事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】  
従業員の皆さまへご案内いただきますよう、お願いいたします。

# 2021年3月 から マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。  
利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



## 1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。



## 2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある  
電子証明書により医療保険の資格をオン  
ラインで確認します。

## 利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として  
利用するためには、申込が必要です。利用  
の申込は、マイナポータル\*でできます。

(\*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や  
オンライン申請がワンストップでできたり、行政からの  
お知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



## どんないいことが? 6つのメリット

### POINT1 健康保険証として ずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、  
引越しても保険証の切替えを待たずに  
カードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

### POINT2 医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療  
保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の  
受付における事務処理の効率化が期待でき  
ます。



### POINT3 手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度  
における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

### POINT4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から  
自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から  
自分の薬剤情報を確認できるようになります。  
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期  
が異なります。

本人が同意をすれば、初めての  
医療機関等でも、今までに  
使った薬剤情報や特定健診情  
報が医師等と共有できます。



### POINT5 医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、  
医療保険者等の事務処理のコスト削減につな  
がります。



### POINT6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報  
を確認できるようになります(2021年10月予定)。  
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費  
控除の手続で、マイナポータルを通じて自動入  
力が可能になります。



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30